

# サ高住・住宅型有料老人ホームにおける外国人介護人材について

税理士・行政書士 山田勝義



主催：沖縄県保健医療介護部高齢者介護課

# 1. ご挨拶・研修講師プロフィールについて

## —ご挨拶—

この度は、沖縄県保健医療介護部高齢者介護課主催の集団指導「**有料老人ホームにおける外国人スタッフの適正な活用について**」にご参加頂き、厚く御礼申し上げます。

事業者が適切な事業運営を行うためには、沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針、老人福祉法、介護保険法等を十分に理解することが必須です。仮に、これらの理解が足りていないことを起因とし、適切な事業運営ができていないとすると、立入検査の際、事業者として改善を求められることとなるでしょう。

今回は、有料老人ホームにおける外国人スタッフの適正な活用に焦点を絞り、ご説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

## —プロフィール—

当事務所の代表者である山田勝義は、政令指定都市の係長職を経験後、高齢者住宅に関する運営会社に勤務しました。

上記運営会社では、行政折衝から介護保険制度に関する業務の全般を経験、有料老人ホーム施設長等の現場も経験、現在は税理士・行政書士事務所を立ち上げ、活動をおこなっております。

画像の転載、複製、改変等は禁止します。

## 2. 本日の集団指導の道筋について

### — 本日の集団指導の道筋 —

本日の集団指導では、以下の論点について、短い時間ではございますが、①～⑤の項目に従い、ご説明します。

- ① 現行の外国人介護人材の受入れの仕組み
- ② 特定技能制度の受入れ見込数の再設定等について  
(令和6年3月29日閣議決定)
- ③ 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」の開催にあたっての論点
- ④ 外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について
- ⑤ サ高住・住宅型有料老人ホーム事業者の注意点について

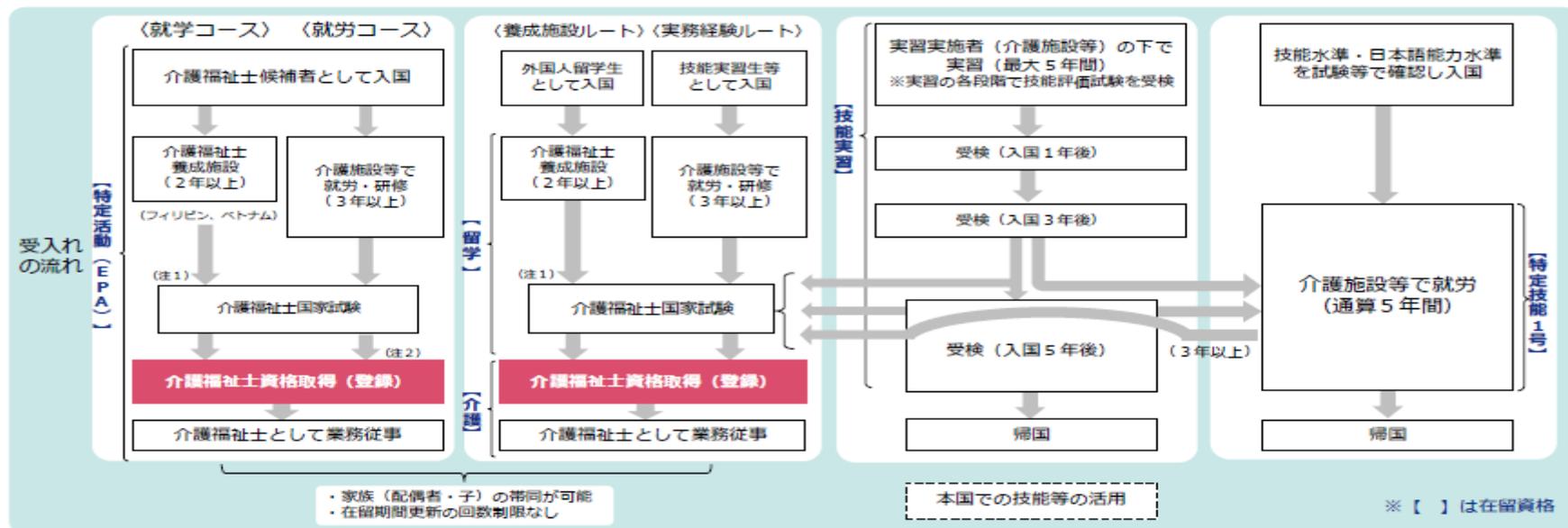
## ① 現行の外国人介護人材の受入れの仕組み



# 3. 外国人介護人材受入れの仕組み

## 外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA (経済連携協定) (インドネシア・フィリピン・ベトナム)	在留資格「介護」 (H29. 9 / 1 ~)	技能実習 (H29. 11 / 1 ~)	特定技能1号 (H31. 4 / 1 ~)
在留者数	3,304人 (うち資格取得者476人) (令和7年1月1日時点)	10,468人 (令和6年6月末時点)	15,909人 (令和5年12月末時点)	43,233人 (令和6年11月末時点・速報値)
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転(注3)	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

(注3) 技能実習制度については、育成就労制度に見直す法案が令和6年6月14日に成立し、原則3年以内の施行となっている。

出典: 令和7年3月17日 第118回社会保障審議会介護保険部会 資料3より掲載

画像の転載、複製、改変等は禁止します。

② 特定技能制度の受入れ見込数の再設定等  
について（令和6年3月29日閣議決定）



# 4. 特定技能制度の受入れ見込数の再設定 (令和6年3月29日閣議決定)

## 特定技能制度の受入れ見込数の再設定 (令和6年3月29日閣議決定)



### 受入れ見込数の再設定

- 特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定め、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受入れ見込数を記載。
- 制度開始時に設定した、令和元年度から5年間の受入れ見込数の期限が、令和5年度末に到来。
- 令和6年3月29日、各分野の人手不足状況等を踏まえ、令和6年4月から5年間の受入れ見込数を設定（関係閣僚会議決定・閣議決定による分野別運用方針の変更）。

### 受入れ見込数の算出方法

- 各分野において、5年後（令和10年度）の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

$$\text{受入れ見込数} = \text{5年後の人手不足数} - (\text{生産性向上} + \text{国内人材確保})$$

### 令和6年4月からの受入れ見込数等

	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食品製造業	外食業	自動車運送業	鉄道	林業	木材産業	合計
特定技能1号在留者数 (令和5年12月末現在：速報値)	28,400	3,520	40,069	24,433	7,514	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312					208,425
制度開始時の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000					345,150
令和5年度末までの受入れ見込数 (※1)	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500					345,150
令和6年4月から5年間の受入れ見込数 (※2)	135,000	37,000	173,300	80,000	36,000	10,000	4,400	23,000	78,000	17,000	139,000	53,000	24,500	3,800	1,000	5,000	820,000

※1 コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和4年8月に見直した受入れ見込数。

※2 受入れ見込数が増加することを踏まえ、受入れ機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することが当該機関の責務であること等を明記（基本方針に追記）。

# 5. 介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(令和6年3月29日閣議決定)

## 介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針 (令和6年3月29日閣議決定) (該当箇所抜粋)

(P2)

2 特定産業分野における人材不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」(令和3年7月9日厚生労働省公表)に基づき、介護分野において、令和10年度に必要となる就業者数を推計すると、235万9,000人となる。介護分野の有効求人倍率は、令和4年度においては3.74倍と、全平均の1.19倍と比較し、2.5ポイント以上高く、また、地域によって高齢化の状況等は異なっているものの、都道府県別の有効求人倍率でも、全都道府県においておおむね2.00倍以上にあり、依然として高い水準にある。同分野における令和10年度の就業者数は、約213万2,000人となる見込みであり、同年度には22万7,000人程度の介護人材が不足することになる。こうした現状に対応するため、上記(2)の取組を進めているが、それでもなお、令和10年度には相当程度の人手不足が見込まれる。

このため、高齢化の進展等に伴って増大を続ける介護サービス需要に適切に対応していくためには、介護業務の基盤となる能力を有する外国人を受け入れることにより、利用者が安心して必要なサービスを受けられる体制の確保を図ることが必要不可欠である。その上で、介護分野における外国人材の受入れに当たっては、今後、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な人材の掘り起こしの強化や、国家資格取得に向けた日本語学習等の支援などの取組を進める。

令和6年4月から5年間の介護分野における特定技能の在留資格に係る制度において、受入れ数は、「135,000人」である!

(4) 受入れ見込数

介護分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で13万5,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、介護分野において、令和10年度には22万7,000人程度の人手不足が見込まれる中、介護ロボット、ICT等の活用などの取組による5年間で2%程度の生産性向上(4万7,000人程度)や、処遇改善、高齢者及び女性の就業促進等による追加的な国内人材の確保(4万5,000人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大13万5,000人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

### ③「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」の開催にあたっての論点



## 6. 外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会①

まず、わが国における高齢者施設や介護サービスでの事業所において、今後、外国人材をどのように活用していくかの方向性を決めるため、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」が令和5年7月24日に第1回目が開催されました。

👉この検討会は、令和6年6月19日まで、全7回開催！

この検討会で、事業者として決定すべき論点は以下の「3つの論点」であった！

### ①訪問系介護サービスへの外国人介護人材の従事について

今回の集団指導では、この①の論点と、これから派生する集合住宅等における外国人介護人材の活用について説明します！

### ②事業所開設における外国人介護人材受入可能のための経過期間について

### ③外国人介護人材の人員配置基準の算定について

# 7. 外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会②

対象施設		
【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）		
<b>児童福祉法関係の施設・事業</b> 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 肢体不自由児施設又は専任心身障害児施設の手添えを受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター等)及び法大国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの) 児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児入所施設 児童発達支援センター 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	<b>生活サポート</b> 経過的デイサービス事業 訪問入浴サービス 地域活動支援センター 精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場) 在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る) 知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る) 行動援護 同行援護 移動支援事業	指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設 介護医療院 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅※3 第1号訪問事業 指定訪問介護 指定介護予防訪問介護 指定夜間対応型訪問介護 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定訪問看護 指定介護予防訪問看護 訪問看護事業
<b>障害者総合支援法関係の施設・事業</b> 短期入所 障害者支援施設 療養介護 生活介護 児童デイサービス 共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム)(外部サービス利用型を除く) 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場) 身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場) 福祉ホーム 身体障害者自立支援 日中一時支援	<b>老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業</b> 第1号通所事業 老人デイサービスセンター 指定通所介護 指定地域密着型通所介護(指定療養通所介護を含む) 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 老人短期入所施設 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 養護老人ホーム※1 特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設) 軽費老人ホーム※1 ケアハウス※1 有料老人ホーム※1 指定小規模多機能型居宅介護※2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2 指定看護小規模多機能型居宅介護※2 指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護	<b>生活保護法関係の施設</b> 救護施設 更生施設
	<b>住宅型有料老人ホーム・サ高住・訪問系サービスは対象外!</b>	<b>その他の社会福祉施設等</b> 地域福祉センター 隣保館デイサービス事業 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ハンセン病療養所 原子爆弾被爆者養護ホーム 原子爆弾被爆者デイサービス事業 原子爆弾被爆者ショートステイ事業 労災特別介護施設 原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業 家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)
	<small>※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く)を行う施設を対象とする。            ※2 訪問系サービスに従事することは除く。            ※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。</small>	<b>病院又は診療所</b> 病院 診療所

出典：令和5年7月24日 第1回「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」資料2より掲載

画像の転載、複製、改変等は禁止します。

# 8. 外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会③

## 2. 主な検討事項（案）①

### I 訪問系サービスなどへの従事について

訪問系サービスなどについては、技能実習「介護」、特定技能「介護」等の外国人介護人材の従事が認められていない。これらの施設における外国人介護人材の受入について、どう考えるか。

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ（平成27年2月4日）（P8、9）より抜粋

#### ④ 適切な実習実施機関の対象範囲の設定

##### ア 介護職種を追加する場合に求められる水準・内容

- ・ いわゆる「介護」は、日常生活上の行為を支援するものであり、多様な場で展開され得るものである。しかしながら、適切な技能移転を図るためには、移転の対象となる「介護」の業務が行われていることが制度的に担保されている範囲に限定すべきである。
- ・ また、複数の職員が指導可能な施設サービスとは異なり、訪問系サービスについては、利用者と介護者が1対1で業務を行うことが基本であることを踏まえ、技能実習生に対する適切な指導体制の確保、権利擁護、在留管理の観点に十分配慮する必要がある。

##### イ 具体的な対応の在り方

- ・ 実習実施機関の範囲については、「介護」の業務が関連制度において想定される範囲として、介護福祉士の国家試験の受験資格要件において、「介護」の実務経験として認められる施設に限定すべきである。
  - ・ 訪問系サービスは利用者と介護者が1対1で業務を行うことが基本であることから、
    - 適切な指導体制をとることが困難
    - 利用者、技能実習生双方の人権擁護、適切な在留管理の担保が困難である。このため、技能実習の実習実施機関の対象とすべきではない（※）。
- ※ 同様の観点から、訪問系サービスはEPA介護福祉士候補者、EPA介護福祉士の受入れ対象施設・機関の対象外となっている。

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号）

第二条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

三 技能実習を行わせる事業所が次のいずれにも該当するものであること。

イ 介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）を行うものであること。

四 技能実習生を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」

#### 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

##### (1) 1号特定技能外国人が従事する業務

身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）とし、訪問介護等の訪問系サービスにおける業務は対象としない。

# 9. 外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会④

## 2. 主な検討事項（案）②

### II 事業所開設後3年要件について

技能実習「介護」では、経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象となっているが、これをどう考えるか。

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ（平成27年2月4日）（P8、9）より抜粋

#### ④ 適切な実習実施機関の対象範囲の設定

##### ア 介護職種を追加する場合に求められる水準・内容

- ・ 介護分野の有効求人倍率は他産業と比較して高く、人材確保が困難な事業所が多い。このため、開設後の年数が浅い施設等が、経営が軌道に載らないまま技能実習生を受入れた場合には、技能実習生に対する適切な指導体制をとることができないという恐れがあり、こうした懸念を回避することが求められる。

##### イ 具体的な対応の在り方

- ・ 適切な技能移転を図る観点から、実習実施機関は経営が一定程度安定している機関に限定すべきであり、その要件として、設立後3年以上経過した施設をその対象とすることが望ましい。

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号）

第二条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 三 技能実習を行わせる事業所が次のいずれにも該当するものであること。
  - ロ 開設後三年以上経過しているものであること。

👉 具体的には、引き続き事業所の開設から3年が経過し、以下①②のいずれかを満たす場合に受入れを認める。

- ① 法人の設立から3年が経過している場合（法人要件）
- ② 同一法人によるサポート体制がある場合（サポート体制要件）

# 10. 外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会⑤

## 2. 主な検討事項（案）③

### Ⅲ 技能実習「介護」等の人員配置基準について

技能実習「介護」等において、就労開始後6ヶ月を経過した者について、介護技能や業務に必要な日本語能力がある程度向上することなどの理由により、介護施設の人員配置基準に算定しているが、その取扱いについてどう考えるか。

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について(令和5年4月1日付け社援発0401第1号、老発0401第2号)

#### 第三 技能実習生の配置基準上の取扱いについて

##### 1 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて

次の①又は②に該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。

- ① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6ヶ月を経過した者
- ② 日本語能力試験のN2又はN1（平成22年3月31日までに実施された審査にあっては、2級又は1級）に合格している者

### Ⅳ その他

👉 社会保障審議会介護給付費分科会で令和5年12月19日に審議報告がなされ、通知改正を受けて、すでに令和6年4月から施行済！

## ④外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について



# 11. 現行の在留資格別の外国人介護人材の訪問系サービスの取り扱い

## 現行の在留資格別の外国人介護人材の訪問系サービスの取扱い

○ 外国人介護人材の訪問系サービスの従事については、介護福祉士の資格を有する在留資格「介護」及びEPA介護福祉士は認められているが、技能実習、特定技能等は、介護職が1対1で介護サービスを提供するという業務内容の特性を踏まえ、認めていない。

	在留資格「介護」	EPA介護福祉士	技能実習	特定技能
訪問系サービスの取扱い	○ 認めている。	○ (※) 認めている。 ただし受入機関等に対して、一定の留意 (※) を求めている。 ※ 通知により、受入機関に対して、EPA介護福祉士に対する研修やサービス提供責任者等による同行等によるOJT等の留意を求めている。	×	×
必要な手続き			○技能実習評価試験の審査基準の改正が必要 ○告示等を改正	○訪問系サービスに従事できないとしている分野別運用方針（閣議決定）の改正が必要 ○告示等を改正

まず、勤務する外国人が「在留資格」・「EPA介護福祉士」なのか、「特定技能」なのか再度確認すること！

※EPA介護福祉士候補者については、技能実習・特定技能と同様、現行では訪問系サービスへの従事は認めていないが、関係者との調整が済み次第、速やかに施行する。

# 12. 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」中間とりまとめ

## 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」中間まとめ（概要）

※訪問系サービス部分

### (1) 訪問系サービスへの従事

- ・ 訪問介護等について、介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提として、受入事業者に対して以下の事項の遵守を求め、適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべき。

※国においても巡回訪問等の実施や母国語による相談窓口の設置、キャリアアップ支援に取り組む。

- ① 訪問介護の基本、生活支援技術、利用者・家族等とのコミュニケーション、日本の生活様式などを含む研修の実施
- ② 一定期間、サービス提供責任者等が同行するなど必要なOJTの実施
- ③ 外国人介護人材に対して業務内容等を丁寧に説明し、その意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成
- ④ ハラスメントを防止するための対応マニュアルや発生した場合の対処方法等の作成・共有、相談窓口の設置等
- ⑤ 介護ソフトやタブレット端末の活用による記録業務の支援、コミュニケーションアプリの導入などICTを含む環境整備

- ・ 訪問入浴介護について、受入事業者が適切な指導体制等を確保した上で、職場内で必要な研修等を受講して、業務に従事することを認めるべき。併せてキャリアアップの観点から支援を行うよう、受入事業者に配慮を求める。

### (2) その他（施行時期・戦略的な対応の必要性）

- ・ 今後の具体的な制度設計に当たっては、制度趣旨・目的等を踏まえつつ検討を進め、準備ができ次第、順次施行するべき。特に技能実習制度は、令和6年6月14日に成立した法律に基づき新たに創設される育成就労制度の状況に留意する必要。また、既存制度との整合性について、一定の整理を行いながら検討を進めるべき。

- ・ 世界的な人材確保の競争が厳しくなり、介護人材の重要性が増している中で、日本がこれまで培ってきた経験等を活かしつつ、海外現地への働きかけや日本の介護現場における定着支援を、より戦略的に進めるべき。

# 13. 外国人介護人材の訪問系サービスの従事について

## 外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

### 検討経過

- 訪問介護員等の人材不足の状況などを踏まえ、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」を立ち上げ、関係団体等に参画いただき議論を行ったところ、昨年6月に公表した同検討会の中間まとめでは、一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論がなされた。
- 本年2月17日には「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等（※）でも、一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとされた。

※「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」

### 改正の概要等

- 介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等（※）を有する技能実習生及び特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事を認める。その場合、受入事業所は、利用者・家族へ事前に説明を行うとともに、以下の事項を遵守することとする。

※ 介護事業所等での実務経験が1年以上あることを原則とする

- ① 外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
- ② 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
- ③ 外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧な説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
- ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
- ⑤ 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと

- **令和7年4月の施行を予定。** ※ 施行日について、技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月中（予定）

3

# 14. 新たに受入対象となるサービス

## 新たに受入対象となるサービスについて

### 新たに受入対象となるサービス

訪問介護	訪問入浴介護
夜間対応型訪問介護	介護予防訪問入浴介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問型サービス（総合事業）

※ 小規模多機能型居宅介護については、既に外国人介護人材が従事し、「訪問」を除く「通い」や「泊まり」に関する業務を行っていること、回数や時間が限定される他の訪問系サービスと異なり、通いや宿泊など日常的な介護業務を通じて、利用者や家族・介護者等との関係性も日頃から構築されていること、訪問介護等と異なり、従事に当たって初任者研修等の修了が要件となっていないことなどから、現在実施している老人保健健康増進等事業の結果を踏まえて、今後別途検討。

# 15. 訪問系サービスに外国人介護人材を活用するにあたっての注意点(まとめ)①

今回、訪問介護等の介護サービスについて、令和7年4月から外国人介護人材の活用が認められたが、受入事業者は、**下記①～⑤の事項を適切に履行できる体制・計画等を有すること**について、**事前に巡回訪問等実施機関に必要な書類の提出が必要**です。

## ①研修を行うこと

受入事業者が行う外国人介護人材への研修については、EPA 介護福祉士の訪問系サービスで求める留意事項と同様に、訪問介護の基本事項、生活支援技術、利用者、家族や近隣とのコミュニケーション(傾聴、受容、共感などのコミュニケーションスキルを含む)、日本の生活様式等を含むものとする。

## ②一定期間、責任者等が同行する等により、必要な訓練を行うこと

受入事業者は、訪問系サービスの提供を一人で適切に行うことができるように、一定期間、サービス提供責任者等が同行するなどにより必要なOJTを行うこと。回数や期間については、利用者や外国人介護人材の個々状況により、受入事業者により適切に判断すること。

## 16. 訪問系サービスに外国人介護人材を活用するにあたっての注意点(まとめ)②

### ③丁寧の説明を行い、その意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること

キャリアアップに向けた支援が重要になるところ、受入事業者等は外国人介護人材の訪問系サービスを実施する際、外国人介護人材 に対して 業務内容や注意事項等について丁寧の説明を行い、その意向等を確認しつつ、外国人介護人材のキャリアパスの構築に向けたキャリアアップ計画を作成すること。

### ④ハラスメント防止のための窓口設置

ハラスメント対策の観点から、受入事業所内において、

- ・ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有、管理者等の役割の明確化
- ・発生したハラスメントの対処方法等のルールの作成・共有などの取組や環境の整備
- ・相談窓口の設置 やその周知 等の相談しやすい職場環境づくり
- ・利用者・家族等に対する周知等の必要な措置を講ずること。

### ⑤情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備

外国人介護人材の負担軽減や訪問先 での不測の事態に適切に対応 できるようにする 観点から、介護ソフトやタブレット端末の活用による記録業務の支援、コミュニケーションアプリの導入や日常生活や介護現場での困りごと等が相談できるような体制整備など、ICT の活用等も含めた環境整備を行うこと。

画像の転載、複製、改変等は禁止します。

## ⑤ サ高住・住宅型有料老人ホーム事業者の注意 点について



# 17. サ高住・住宅型有料老人ホーム事業者の注意点①

対象施設	【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない）	
知的障害児施設	生活サポート 経過的デイサービス事業	指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
自閉症児施設	訪問入浴サービス	介護老人保健施設
知的障害児通園施設	地域活動支援センター	介護医療院
盲児施設	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	指定通所リハビリテーション
ろうあ児施設	在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	指定介護予防通所リハビリテーション
難聴幼児通園施設	知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	指定短期入所療養介護
肢体不自由児施設	居宅介護	指定介護予防短期入所療養介護
肢体不自由児通園施設	重度訪問介護	指定特定施設入居者生活介護
肢体不自由児療護施設	行動援護	指定介護予防特定施設入居者生活介護
重症心身障害児施設	同行援護	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
重症心身障害児(者)通園事業	移動支援事業	サービス付き高齢者向け住宅※3
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	第1号訪問事業
児童発達支援	第1号通所事業	指定訪問介護
放課後等デイサービス	老人デイサービスセンター	指定介護予防訪問介護
障害児入所施設	指定通所介護	指定夜間対応型訪問介護
児童発達支援センター	指定地域密着型通所介護(指定療養通所介護を含む)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
居宅訪問型児童発達支援	指定認知症対応型通所介護	指定訪問看護
保育所等訪問支援	指定介護予防認知症対応型通所介護	指定介護予防訪問看護
障害者総合支援法関係の施設・事業	老人短期入所施設	訪問看護事業
短期入所	指定短期入所生活介護	生活保護法関係の施設
障害者支援施設	指定介護予防短期入所生活介護	救護施設
療養介護	養護老人ホーム※1	更生施設
生活介護	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	その他の社会福祉施設等
児童デイサービス	軽費老人ホーム※1	地域福祉センター
共同生活介護(ケアホーム)	ケアハウス※1	隣保館デイサービス事業
共同生活援助(グループホーム)(外部サービス利用型を除く)	有料老人ホーム※1	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
自立訓練	指定小規模多機能型居宅介護※2	ハンセン病療養所
就労移行支援	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	原子爆弾被爆者養護ホーム
就労継続支援	指定看護小規模多機能型居宅介護※2	原子爆弾被爆者デイサービス事業
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)	指定訪問入浴介護	原子爆弾被爆者ショートステイ事業
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)		労災特別介護施設
福祉ホーム		原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
身体障害者自立支援		家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)
日中一時支援		病院又は診療所
		病院
		診療所

「住宅型有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」は対象外!

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。  
 ※2 訪問系サービスに従事することは除く。  
 ※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

出典：令和5年7月24日 第1回「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」資料2より掲載

画像の転載、複製、改変等は禁止します。

## 18. サ高住・住宅型有料老人ホーム事業者の注意点②

前項のとおり、確かに、新たに「訪問系サービス」について、外国人介護人材の活用が認められました。

あくまでも今回認められたのは「訪問系サービス」!

しかしながら、このことについての誤解が非常に多いのです。今回の集団指導においても、この点を丁寧に説明をしたいと思います。

例えば、訪問系・通所系等の介護保険サービスを提供している事業所が、集合住宅等にサービスを提供を行う場合、

つまり、「サービス付き高齢者向け住宅」、「住宅型有料老人ホーム」における介護サービスの提供については、事業者として、より注意を払う必要があるのです。

こうした状況は、立入検査等を通じて一部事業者が、これらの運用を誤解しているケースが見受けられるのです。

よって、事業者の皆様が運営する施設における人員配置において、このような事例がないか、今一度、各事業者の運営において確認をお願いいたします。

## 19. サ高住・住宅型有料老人ホーム事業者の注意点③

特に誤解が生じている論点を、確認事項として下記のとおり記載します。

### ★集合住宅における外国人介護人材の活用についての確認事項

- ① サービス付き高齢者向け住宅は適用外であること
- ② 有料老人ホームのうち、住宅型有料老人ホームは適用外であること
- ③ 有料老人ホームのうち、介護付有料老人ホームは適用されること

### ★訪問系・通所系等の介護保険サービスを上記①②の集合住宅でサービス提供するにあたっての確認事項

- ① あくまでも訪問系・通所系等の介護保険サービスの人員としてのサービス提供であること
- ② 「サービス付き高齢者向け住宅」、「住宅型有料老人ホーム」と、訪問系・通所系等の介護保険サービスの人員としての「外国人介護人材との兼務」は認められないこと

皆さま、ご清聴ありがとうございました！